令和2年度山形地方最低賃金審議会 第2回 山形県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開	催	日	時	自 午後3時00分 令和2年10月2日(金) 至 午後4時20分							
[1]	胜	Н									
出	席	状	況	公益を代表する委員	出席	2	名	定員	3	名	
				労働者を代表する委員	出席	3	名	定員	3	名	
				使用者を代表する委員	出席	3	名	定員	3	名	
主	要	議	題	(1) 山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について							
議	事	要	山田								

- (1) 山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について
 - ・ 事務局から、専門部会委員名簿、専門部会開催日程、本件特定最賃の引上げ率・影響率について説明した。
 - ・ 労側から、新型コロナの影響を受けている企業は多いが、経済動向が上向きつつあるとの報道もある。連合のデータでは山形県での生活には最低時間額950円が必要としており、また、昨年の高卒初任給は906円であり、これらとこの特定最賃との差は大きい、との主張がなされた。
 - ・ 労側から、昨年は 22 円の引上げだったが、今年は様々の状況を考慮し、11 円の引上げを求めたい、との金額提示があった。
 - ・ 使側から、新型コロナの影響はリーマンショックのときを上回る状況であり、自動車とその部品の業界は非常な不振に陥っている。回復は来春明け以降となる見通しと言われており、雇用調整助成金で凌いでいる事業場も多く、最悪の場合雇用にも着手せざるを得ない状況となっている。このため、0円の提示ではないが、現行金額の凍結・現状維持としたい、との主張がなされた。
 - ・ 個別に協議したが本日はこれ以上の歩み寄りは期待できないとして、次回継続して 審議することとされた。